

# 今後の行財政改革について

あめみや よしひこ  
雨宮 良彦 議員

**質問** 本年三月に、市の行革審議会から「羽村市行財政改革の方向性について」の答申がされた。同時期に国からは「新地方行革指針」が、六月には「団体間で比較可能な財政情報の開示」が出された。次の件につき伺う。

①第三次行政改革の成果と残された課題は。  
②第四次行政改革大綱の進捗状況、基本的な考え方、数値目標は。  
③国の指針に対する背景・基本認識は。  
④国は財政運営上の課題を明確にするよう求めているが、羽村市の課題は。  
⑤財政比較分析につき、明年三月に平成十六年度分を公表するとなっているが、その手段は。

**歳入・歳出両面にわたる改革が必要である**

**市長** ①三億八千七百九十九万九千円の効果額があった。全百五十二の事業の内、一部完了・未完了・計画延期とした四十事業は、課題として次期改革に引き継いでいく。

②行政改革本部の専門部会を設置し、答申に沿った具体的な実施事業の検討を進めさせている。今後は、歳入・歳出両面にわたる改革が必要で、行政主体の公共サービスも、市民やNPO団体等の多様な担い手と協働して提供する仕組みを作ることが重要であるため、地域経営の視点が重要であると考えている。経常収支比率は九十%以内、公債費比率は九%以内を目標

としている。③国の「新地方行革指針」と市の行政改革審議会からの答申内容に、方向性の大きな違いはないと認識している。今後策定する市の「行財政改革推進プラン」の中で、整合性を図るとともに市の実情にあったプランにしていきたい。

④都市基盤整備、市民満足度の高いサービスの提供のために、財源確保や、歳入・歳出全般にわたる行財政改革の推進等が課題である。

⑤ホームページで公表したい。



▲市庁舎

としている。

③国の「新地方行革指針」と市の行政改革審議会からの答申内容に、方向性の大きな違いはないと認識している。今後策定する市の「行財政改革推進プラン」の中で、整合性を図るとともに市の実情にあったプランにしていきたい。

④都市基盤整備、市民満足度の高いサービスの提供のために、財源確保や、歳入・歳出全般にわたる行財政改革の推進等が課題である。

**質問** 物を大切にすること、環境にやさしい心「もったいない」を、ケニアの環境副大臣ワンガリ・マータイさんが世界に広めてくれている。そして七月七日には、イギリスで開かれた主要国首脳会議で、小泉首相が「もったいない」を世界の共通語にしたいと発言している。



▲もったいないを市民にPR (産業祭の消費者展コーナー)

いま世界に普及しつつある素晴らしい日本のことばを市民の合言葉とすることについて、考えを伺う。

①「もったいない」の心を市民に積極的にPRすべきと思うがいかがか。

②市内小・中学校で「もったいない」の心が育まれる指導をさらに進めるべきと思うが、教育長の考えは。

## 市が一律に

### 強制することはできない

**市長** ①人は皆それぞれの価値観を持っており、市が一律に「もったいない」という心を持つよう強制することはできない。

市でも、この精神を具体的に展開する方法のひとつであるリデュース・リユース・リサイクルの3Rを推進し、大きな行政課題でもある環境問題への解決策につながるよう展開していく。

## 物を大切にすること、環境にやさしい心「もったいない」を「市民の合言葉」とすることについて

さとう せいいち  
佐藤 征一 議員

**教育長** ②子どもたちが発達段階に応じ、十分な発達を達成するためには、その年代にふさわしい資質を身に付けることが必要であると考えます。「もったいない」という心や態度の育成も、こうした小・中学校の時期に考えさせ実践する態度を培うことが大切である。小・中学生の時期に身に付けた生活習慣は生涯にわたってあらゆる行為の基盤となることを踏まえ、今後とも物を大切にすることの豊かな心を育む教育を推進していく所存である。

# 健やかなくらしのために 基本健康診査などの充実を

たかはし みえこ  
高橋美枝子 議員

質問 病気は早期発見・早期治療が基本である。そこで問う。

①基本健康診査の期間を延長して、受診機会の拡大を。

②基本健康診査の受診対象を当面三十五歳にし、さらに十六歳まで引き下げを。

③平成十六年度の基本健康診査の結果は、「要医療」「要指導」を合わせて八十六％である。本人への通知や適切な指導で健康づくりが推進できるようにすべきでは。

④健診時に、一カ月間くらいの血糖値が分かるヘモグロビンA1cの検査の実施を。



▲羽村市の健康増進計画(健康はむら21)

⑤基本健康診査の項目に胸部レントゲン検査の追加を。

⑥十八歳から三十九歳までの、女性健康診査の実施を。

⑦たばこは健康に悪い。健康づくりに利用される公園は禁煙地域にすべきではないか。

## 受診後のフォロー体制を構築していきたい

市長

①現在のところ実施期間を延長する考えはない。

②四十歳以上という対象年齢は効果的な年齢であると考えており、現在のところ、対象年齢を引き下げる考えはない。

③健診の状況に応じ、市が実施している各種の健康関連事業に繋げていける、受診後のフォロー体制を構築していきたい。

④現在、厚生労働省で基本健康診査項目の再調整・重点化の検討が行われており、今後、国や都の専門機関の動向を把握し、羽村市医

師会と協議しながら検討していきたい。

⑤開業医の設備の問題や、受診者のエックス線被爆量の増加の問題等を考えると、集団検診で行っている結核・肺がん検診を受診していたことが望ましいと考えている。

⑥既に女性への保健事業は機能していると考えており、改めて女性の健康診査の導入は行わず、現在の相談体制等をさらに充実していきたい。

⑦来園者の多い公園や建物は、喫煙場所と禁煙場所を明確に区分し、分煙環境を整えることで健康被害等を未然に防ぐよう対応していく。その他の公園は禁煙にする考えはない。



## 他にも次の 一般質問が ありました

◎ 水野義裕 議員

質問 行政手続法の改正にどう対応するか

答 意見公募手続きは、今回の法改正に関わらず、既に庁内に設置

した検討会において、実施に向けた検討を重ねてきており、また、「市民参画と協働の仕組みづくり懇談会」からもパブリックコメントの手続きに関する提案をいただいている。市の意見公募手続きは法の趣旨である透明性の確保も一つであるが、市政への市民参画の推進を大きな目的として実施したいと考えている。現時点では今回の法改正に伴って行政手続条例を改正する考えはないが、当面、要綱により実施し、平成十八年四月一日の施行を目指して検討している。

◎ 桑原 寿 議員

質問 食育の推進について

答 これまで市では、生涯を通じて健康な食生活の実現のために、年齢に応じた健康づくりの一環として「食」に関する指導や啓発に努めてきた。

今後は、食育基本法の制定を契機に、これまでの関係各課が取り組んできた食に関連する事業を、食育基本法の趣旨に沿って整理し推進する必要があると考えている。

国では、食育の推進体制として「食育推進会議」を設置し、食育推進基本計画の作成や具体的な施策が推進されるとのことであるの

で、これら国の動向を注視していきたい。

◎ 市川英子 議員

質問 多摩川散策路の水上公園駐車場から小取水堰間にトイレと休憩所の設置を

答 水上公園の親水公園や一本杉駐車場、ほか三方所にそれぞれトイレが設置されており、「花と水のまつり」の期間には、一本杉駐車場に障害者用の仮設トイレを増設する等している。休憩所については、水上公園から宮の下運動公園までの間には、土手上に石のテーブルとベンチを、また、宮の下運動公園や踊子草公園等にも休憩する場所が設置されている。

◎ 菱田 樹樹 議員

質問 羽村市の国民保護計画について

答 平成十六年六月に成立した「国民保護法」では、「国民保護措置」の実施を規定しており、本年

度中に「都道府県計画」を策定することとされている。東京都では

◎ 馳平 耕三 議員

本年の七月に、「東京都国民保護計画」の原案を策定し、「東京都国民保護協議会」での審議を中心に、想

質問 行政改革を実効性のあるものにするためにあらゆる工夫を

答 市民満足度の高い効果的で効率的な行政運営を進めるため、事務事業評価システムを導入している。簡易な事務事業を除く六百八十九件を評価対象に、平成十六年度までの三カ年で評価してきた結果、改善して実施したものが二百二十一件、休止・廃止を含めて見直したものが五十件、その効果額は三千二百七十二万六千円である。

今後、民間委託や市民等との協働を推進する形での事務事業の整理も必要であると考えている。

質問 危機管理体制の充実に

答 ボランティアの受け入れ体制の整備については、市の災害対策活動とボランティアによる被災者支援活動が円滑に行えるシステムの構築と、ボランティアを適材適所に派遣できる受け入れ方法やコーディネートターの養成等、調査・研究を進めている。

災害発生から復旧までの体制づくりについては、東京都の被害想定の見直しを考慮しながら、「新潟県中越地震」などの調査報告書等を参考に、留意すべき点などを洗

い出した上で整備していきたい。

◎ 門間 淑子 議員

質問 住民基本台帳の大量閲覧制限条例の制定を急げ

答 市としては、個人情報保護の観点から、商業目的の大量閲覧を制限するために法改正が必要であると考え、全国連合戸籍事務協議会および全国市長会を通じて、総務省等に要望を繰り返してきた。現段階で、条例により商業目的の閲覧を制限する考えはないが、総務省が設置した「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」で、法改正を含め、この十月には結論をまとめるとしており、その結果を待つて判断したい。

◎ 石居 尚郎 議員

質問 経済的負担の軽減で子育て支援を

答 子育て家庭の負担軽減については、過日策定した「羽村市次世代育成支援行動計画」でも検討課題となっており、現在、支援策等の検討を重ねている。

認可保育園を希望しながらも、定員オーバーにより、やむなく認可外保育施設を利用する方への保育料の差額補助は、対象範囲の特定が難しく、実施する場合、認可外保育施設の利用者全員を一律に対象とすることになる。その場合には、子育て家庭全体の公平性を欠くことや大きな財政負担を伴うため、慎重な取り組みが必要であり、結論が出ていない。

◎ 佐藤 征一 議員

質問 潜伏していた「死の病」アスベスト（石綿）について問う

答 吹き付けアスベストについては、昭和六十二年に、栄小学校と羽村第二中学校の階段室の天井露出部分を、また、昭和六十三年に羽村東小学校、羽村第一中学校、さくら保育園、西保育園の機械室および羽村西小学校の耐火被覆材として使用されていたものを、さらに、その他の施設についても撤去した。市管理の施設を調査した結果、アスベスト含有の疑いのある吹き付け材を使用した施設が二

◎ 雨宮 良彦 議員

質問 今後の広域行政について

答 第四次長期総合計画の基本構想で「自立した自治体運営と広域的連携によるまちづくり」を、柱の

一つに定めている。この基本構想の実現に向けて一層の行財政改革に取り組み、効率的で安定的な自立した財政基盤の確立に努め、他の自治体や関係機関等との連携によるまちづくりを推進した。

広域行政は、行政課題の解決や効率的な事務処理・市民サービスの向上のために重要な施策であると考えており、平成十九年度からの後期基本計画においても位置付けを明確にし、広域行政を担うそれぞれの組織の構成員として、組織の機能強化に努め、広域行政による効果を最大限に発揮できるように取り組んでいく。

◎ 川崎 明夫 議員

質問 介護保険について

答 本年十月から、ショートステイを含む介護保険施設入所者の居住費と食費および通所系サービスにおける食費については自己負担となる。

見直しにあたっては低所得者が過重負担とならないよう、所得に応じた負担限度額が設定され、施設入所者については補足的給付が行われ、低所得者の負担軽減が図られることになる。在宅と施設利用者の負担の公平性、介護保険と年金給付の調整の観点や制度の持続可能性という課題があり、やむを得ない措置と考えており、市独自の低所得者対策を講じる考えはない。

◎ 門間 淑子 議員

質問 児童・生徒の定期健康診断について

答 小・中学校と校医の三者間連携については、各小・中学校に学校医を置き、定期健康診断の実施、感染症の予防対策に関する適切なアドバイスなどの連携を図っている。

今年度から、学校保健会の下部組織として各学校に学校保健委員会を設置するよう指導しており、この設置により各学校の健康課題を把握し、児童・生徒の健康管理に努め、学校保健の課題に適切に対

十一カ所あることが判明した。今後分析し、含有されている場合は早速に対策を講じていく。また、アスベスト成形板等も調査方法を検討し、使用状況を把握していく。

◎ 高橋美枝子 議員

質問 介護保険の改正に伴い、サービスが低下しないよう市として特別の対策を

答 施設給付の見直しにあたっては、低所得者の過重負担とならないよう、所得に応じた負担限度額を設定し、補足的給付が創設されるとともに、さまざまな激変緩和の配慮がなされることから、緊急な対策を講じる考えはない。介護予防のための筋力トレーニングの導入は、その対象者を、生活機能の改善がより期待される方を選定して行うもので、本人の自立を妨げる結果を招かないよう、「できる」機能を支援するものである中で、介護保険の基本理念である「自立支援」を徹底する観点からも必要な事業であると認識している。

### 市長提出議案の議決結果

専決処分の承認を求めることについて 〔平成 17 年度羽村市一般会計補正予算（第 2 号）〕	原案承認
羽村市個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
羽村市情報公開条例の一部を改正する条例	原案可決
羽村市高齢者在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例	原案可決
羽村市乳幼児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する等の条例	原案可決
羽村市捨て看板防止条例の一部を改正する条例	原案可決
福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例	原案可決
羽村市水上公園条例	原案可決
羽村市体育館管理運営条例	原案可決
羽村市生涯学習施設設置条例	原案可決
羽村市生涯学習センターゆとろぎ管理運営条例	原案可決
羽村市図書館管理運営条例	原案可決
平成 17 年度羽村市一般会計補正予算（第 3 号）	原案可決
平成 17 年度羽村市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
平成 17 年度羽村市老人保健医療会計補正予算（第 1 号）	原案可決
平成 17 年度羽村市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）	原案可決
羽村市生涯学習施設（仮称）西棟家具購入契約について	原案可決
教育委員会委員の任命について	原案同意
東京市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決
損害賠償額の決定について	原案可決
平成 16 年度羽村市一般会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市老人保健医療会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市福生都市計画事業羽村羽ヶ上土地区画整理事業会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市下水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認 定
平成 16 年度羽村市水道事業会計決算の認定について	認 定

## こんなことを決めました

今回の定例会では、市長から提出された羽村市生涯学習施設設置条例や平成十六年度決算認定など二十八議案を審議し、いずれも原案どおり可決・同意・認定しました。また、陳情一件を趣旨採択し、議員提出議案一件を可決しました。

#### ◇羽村市生涯学習施設

設置条例など三条例を可決  
既に開館している羽村市図書館と現在建設中の生涯学習施設（仮称）西棟を一体的な施設とする「生涯学習施設設置条例」および両施設の管理運営条例が提出さ

れ、いずれも可決しました。生涯学習施設（仮称）西棟については、十月末に建物完成し、その後、外交工事や開館準備作業を進め、来年四月からご利用いただける予定です。